

。 保険業法施行規則（平成八年二月二十九日大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
目次 第一編（略） 第二編 保険会社等 第一章 第九章（略） 第十章 契約条件の変更（<u>第百九十六条―第二百四条</u>） 第十一章（略） 第三編・第四編（略） 附則 （署名に代わる措置） 第十九条の四（略） 2 前項の規定は、法第二十二條第四項において商法第百六十六條第三項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第二十三條第四項（法第七十七條第三項において準用する場合を含む。）、第二十五條第三項、第六十條第五項及び第九十二條の二第二項において商法第百七十五條第八項（法第六十一條第二項において準用する商法第三百一條第五項において準用する場合を含む）	目次 第一編（略） 第二編 保険会社等 第一章 第九章（略） 第十章 削除（<u>第百九十六条―第二百四条</u>） 第十一章（略） 第三編・第四編（略） 附則 （署名に代わる措置） 第十九条の四（略） 2 前項の規定は、法第二十二條第四項において商法第百六十六條第三項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第二十三條第四項（法第七十七條第三項において準用する場合を含む。）、第二十五條第三項、第六十條第四項及び第九十二條の二第二項において商法第百七十五條第八項（法第六十一條第二項において準用する商法第三百一條第五項において準用する場合を含む）

む。)において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第四十一条及び第四十九条において商法第二百四十四条第四項（法第二十六条第四項及び第七十三条第三項（法第七十六条第五項において準用する場合を含む。）において準用する商法第百八十条第三項において準用する場合並びに法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第五十一条第二項において商法第二百六十条ノ四第四項（法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十八条の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する商法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第六十一条第二項において商法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

（承諾手続の際に示すべき電磁的方法の種類及び内容）

第十九条の五 令第四条の二第一項（令第四条の四、第五条の六第一項、第五条の七第一項、第十条の三第一項及び第十二条の二第一項において準用する場合を含む。）、第四条の六第一項（令第五条の二第二項、第五条の二の三第三項、第五条の十第一項及び第三項、第九条の二第一項並びに第十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第四条の七第一項（令第四条の十一、第五条の二第一項及び第三項、第五条の二の三第二項及び第四項、第五条の二の五、第五条の四、第五条の四の三、第五条の四の五、第五条の五、第五条の五の三、第五条の八第二項、第五条の十第二項及び第五項、第九条の二第二項、第十条の二第三項、第十六条の二、第十七条の五第二

む。)において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第四十一条及び第四十九条において商法第二百四十四条第四項（法第二十六条第四項及び第七十三条第三項（法第七十六条第五項において準用する場合を含む。）において準用する商法第百八十条第三項において準用する場合並びに法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第五十一条第二項において商法第二百六十条ノ四第四項（法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十八条の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する商法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第六十一条第二項において商法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

（承諾手続の際に示すべき電磁的方法の種類及び内容）

第十九条の五 令第四条の二第一項（令第四条の四、第五条の六第一項、第五条の七第一項、第十条の三第一項及び第十二条の二第一項において準用する場合を含む。）、第四条の六第一項（令第五条の二第二項、第五条の二の三第三項、第五条の十第一項及び第三項、第九条の二第一項並びに第十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第四条の七第一項（令第四条の十一、第五条の二第一項及び第三項、第五条の二の三第二項及び第四項、第五条の二の五、第五条の四、第五条の四の三、第五条の四の五、第五条の五、第八条第二項、第五条の十第二項及び第五項、第九条の二第二項、第十条の二第三項、第十六条の二、第十七条の五第二項並びに第十八条

項並びに第十八条の二第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第四条の八第一項(令第五条の二第四項、第五条の二の三第一項、第五条の十第四項、第九条の二第三項並びに第十条の二第一項において準用する場合を含む。)、第四条の九第一項(令第五条の二第五項、第五条の二の三第五項、第九条の二第四項並びに第十条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四条の十第一項(令第五条の二第六項、第五条の二の三第六項、第九条の二第五項並びに第十条の二第五項において準用する場合を含む。)、第四条の十二第一項(令第五条の八第一項及び第十七条の五第一項において準用する場合を含む。)、第五条の三第一項(令第五条の四の二及び第十八条の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第五条の九第一項により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(基金償却積立金の取崩しに係る備置書類)

第二十四条の三 法第五十六条の二第四項において準用する法第十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 基金償却積立金の取崩しに関する議案
- 二 貸借対照表

(基金償却積立金の取崩しに係る公告事項)

第二十四条の四 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、基金償却積立金の取

の二第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第四条の八第一項(令第五条の二第四項、第五条の二の三第一項、第五条の十第四項、第九条の二第三項並びに第十条の二第一項において準用する場合を含む。)、第四条の九第一項(令第五条の二第五項、第五条の二の三第五項、第九条の二第四項並びに第十条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四条の十第一項(令第五条の二第六項、第五条の二の三第六項、第九条の二第五項並びに第十条の二第五項において準用する場合を含む。)、第四条の十二第一項(令第五条の八第一項及び第十七条の五第一項において準用する場合を含む。)、第五条の三第一項(令第五条の四の二及び第十八条の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第五条の九第一項により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

崩しを行う理由とする。

（保険契約に係る債権の額）

第二十四条の五 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

一 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第一項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時ににおいて、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

三 公告の時ににおいて第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

（基金償却積立金の取崩しの認可の申請等）

第二十四条の六 相互会社は、法第五十六条の二第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 社員総会又は総代会の議事録（法において準用する商法の規定により社員総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）

三 貸借対照表

四 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第一項の

（新設）

（新設）

規定による公告をしたことを証する書面

五 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面

六 法第五十六条の二第四項において準用する商法第三百七十六条第一項（資本の減少に関する債権者の異議）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は基金償却積立金の取崩しをしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

七 その他参考となるべき事項を記載した書類

2| 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該認可の申請をした相互会社（以下この項において「申請保険会社」という。）が当該認可の申請に係る基金償却積立金の取崩しを行うことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 申請保険会社の基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額が、当該基金償却積立金の取崩し後において、令第二条の二に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

三 申請保険会社の収支が当該基金償却積立金の取崩し後において、良好に推移することが見込まれること。

（基金償却積立金の取崩しに係る備置書類の記載事項）

第二十四条の七 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第九項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第一項から第四項までに規定する手続の経過
- 二 法第五十六条の二第四項において準用する商法第三百七十六条第一項（資本の減少に関する債権者の異議）の規定による公告及び催告の状況
- 三 基金償却積立金の取崩しによる変更の登記をした日

（社員配当準備金等の積立ての例外に係る認可の申請等）

第三十条 相互会社は、法第五十八条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 （略）
- 二 社員総会又は総代会の議事録

三 （略）

2 （略）

第十章 契約条件の変更

（契約条件の変更の申出）

（新設）

（社員配当準備金等の積立ての例外に係る認可の申請等）

第三十条 相互会社は、法第五十八条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 （略）
- 二 社員総会又は総代会の議事録（法において準用する商法の規定により社員総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）

三 （略）

2 （略）

第十章 削除

第百九十六条 保険会社（外国保険会社等を含む。以下この章において同じ。）は、法第二百四十条の二第一項の規定による申出を行おう

とするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書）その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類（外国保険会社等にあつては、日本における保険業に係るものに限る。）

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

（契約条件の変更に係る株主総会等の招集通知の記載事項）

第百九十七条 法第二百四十条の五第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 契約条件の変更がやむを得ない理由

二 契約条件の変更の内容

三 契約条件の変更後の業務及び財産（外国保険会社等にあつては、日本における業務及び日本に所在する財産。以下この章において同じ。）の状況の予測

四 基金及び保険契約者等（外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険契約者等。以下この章において同じ。）以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項

五 経営責任に関する事項

六 その他契約条件の変更に必要な事項

第百九十六条から第二百四条まで 削除

（契約条件の変更に係る備置書類）

第百九十八条 法第二百四十条の七第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類
- 二 契約条件の変更の内容を示す書類
- 三 契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類
- 四 基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類
- 五 経営責任に関する事項を示す書類
- 六 その他契約条件の変更に必要な事項を示す書類

（保険調査人の選任等）

第百九十九条 金融庁長官は、法第二百四十条の八第一項の規定により保険調査人を選任したとき又は同条第三項の規定により保険調査人を解任したときは、その旨及び当該保険調査人の商号、名称又は氏名を法第二百四十条の八第五項の被調査会社に通知するものとする。

（契約条件の変更に係る承認）

第二百条 保険会社は、法第二百四十条の十一第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類（外国保険会社等にあつては、第二号に掲げる書類を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会等の議事録

三 法第二百四十条の五第一項の決議（外国保険会社等にあつては、契約条件の変更についての決定）に係る契約条件の変更の内容を示す書類

四 次条各号に掲げる書類

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

（契約条件の変更に係る通知書類）

第二百一条 法第二百四十条の十二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類

二 契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類

三 基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類

四 経営責任に関する事項を示す書類

五 その他契約条件の変更に必要な事項を記載した書類

（保険契約に係る債権の額）

第二百二条 法第二百四十条の十二第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社及び外国生命保険会社等にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社及び外国損害保険会社等にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

一 法第二百四十条の十二第一項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時に
いて、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額
三 公告の時に於いて第七十条第一項第三号又は第百五十一条第一
項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

（契約条件の変更後の公告事項）

第二百三条 法第二百四十条の十三第一項に規定する内閣府令で定め
る事項は、法第二百四十条の十二第一項から第四項までに規定する
手続の経過とする。

第二百四条 削除